

第 4 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

令和4年9月30日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第4回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和4年9月30日(金曜日)

午前9時59分開議

午前11時24分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

議案第2号 令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

議案第23号 令和4年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

議案第24号 令和4年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

議案第25号 令和4年度海岸事業の経費に対する市町負担金について

議案第26号 令和4年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について

議案第27号 令和4年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について

議案第28号 工事請負契約の締結について

議案第29号 工事請負契約の締結について

議案第30号 工事請負契約の締結について

議案第31号 有料道路事業変更許可申請に関する同意について

議案第33号 専決処分の報告及び承認について

議案第34号 専決処分の報告及び承認について

議案第35号 専決処分の報告及び承認について

議案第36号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 専決処分の報告について

報告第27号 熊本県道路公社の経営状況を

説明する書類の提出について

報告第28号 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①災害復旧事業の進捗状況等について

②人吉市青井地区における復興まちづくり事業の進捗状況について

③球磨川水系に係る治水対策及び五木村振興等について(報告)

④都市計画法に基づく集落内開発制度の運用基準の改定について

⑤台風第14号の大雨に伴う球磨大橋の被災について

⑥台風第14号に伴う市房ダムの緊急放流について

出席委員(7人)

委員長 楠本千秋

副委員長 西村尚武

委員 井手順雄

委員 坂田孝志

委員 田代国広

委員 増永慎一郎

委員 本田雄三

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 亀崎直隆

総括審議員

兼政策審議監 浦田隆治

総括審議員

兼河川港湾局長 里 村 真 吾
 道路都市局長 宮 島 哲 哉
 建築住宅局長 小路永 守
 監理課長 森 山 哲 也
 用地対策課長 林 田 孝 二
 土木技術管理課長 伊 東 貢
 道路整備課長 森 裕
 首席審議員
 兼道路保全課長 緒 方 誠
 都市計画課長 山 内 桂 王
 下水環境課長 弓 削 真 也
 河川課長 仲 田 裕一郎
 港湾課長 倉 光 宏 一
 砂防課長 松 田 龍 朋
 建築課長 上 野 美恵子
 営繕課長 折 田 義 浩
 住宅課長 今 福 裕 一

事務局職員出席者

議事課課長補佐 松 本 淳 一
 政務調査課主幹 西 村 哲 治

午前9時59分開議

○楠本千秋委員長 ただいまから、第4回建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、付託議案等の審査を行います。質疑については、執行部の説明を求めた後に、一括して受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

また、本日の委員会はインターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いします。

まず、土木部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願い

いたします。

初めに、亀崎土木部長。

○亀崎土木部長 おはようございます。着座にて説明をさせていただきます。

まず、委員の皆様には、7月26日に実施されました天草地域の管内視察に執行部も同行させていただきましたことについて、この場を借りてお礼を申し上げます。

それでは、今定例会に提出しております議案等の説明に先立ち、最近の土木部行政の動向について御報告をいたします。

まず、令和4年台風第14号への対応についてでございます。

今月18日から19日にかけて県内を通過した台風第14号は、県内全域に大雨をもたらしました。

特に球磨地域では、18日夜から19日未明にかけて、線状降水帯による非常に激しい雨となりました。

市房ダムにおいては、平成7年以来4回目となる緊急放流を実施しましたが、ダム容量を最大限に活用して水をため、被害の最小化を図りました。

また、球磨大橋につきましては、時間的には、この緊急放流より前の時刻となりますが、橋脚等の損傷を確認し、通行止めといたしました。現在、現地調査を行っておりまして、国や地元錦町と連携しながら、早急に早期復旧に向けて取り組んでまいります。

次に、令和2年7月豪雨災害への対応についてでございます。

球磨川水系の河川整備計画については、国土交通省と連携しながら策定を進め、先月9日に策定、公表いたしました。改めて、皆様に心から感謝を申し上げます。

この河川整備計画の策定を受け、国では、流水型ダムの本体設計費等が概算要求に盛り込まれるとともに、県では、県が事業主体となる支川整備に向けまして、8月20日の人吉

市を皮切りに地元説明会を行うなど、球磨川流域の安全、安心に向けた事業が本格的に動き出しております。

今後も、国、流域市町村、流域住民の皆様とより一層連携を図り、河川整備計画に基づく治水対策を進めるとともに、命と環境を守る緑の流域治水を推進してまいります。

次に、半導体関連産業のさらなる集積への対応についてです。

T SMC進出に伴う新たな交通需要に対応するため、将来の基幹となる道路ネットワークの中から、県道大津植木線セミコンテクノパーク付近、中九州横断道路合志インターチェンジのアクセス道路、国道387号須屋付近の3か所につきまして、優先して道路機能の強化に取り組みます。

今後、人や物の流れを担う幹線道路の円滑な交通の確保に向けまして、スピード感を持って取り組んでまいります。

それでは、今定例会に提出をしております土木部関係の議案等について御説明いたします。

今回提出しております議案は、補正予算関係議案2件、条例等関係議案13件、報告関係3件でございます。

今回の補正予算につきましては、令和4年7月豪雨等で被災した公共土木施設の復旧経費など、24億4,800万円余の増額補正をお願いしております。

また、136億8,600万円余の繰越明許費の設定をお願いしております。

次に、条例等議案につきましては、公共事業に係る市町村負担金について5件、工事請負契約の締結について3件、事業変更許可申請に関する同意について1件、専決処分報告、承認案件4件の計13件の御審議をお願いしております。

次に、報告案件につきましては、専決処分の報告1件、経営状況を説明する書類の提出について2件の計3件を御報告させていただきます。

きます。

そのほかの報告事項につきましては、災害復旧事業の進捗状況等についてなど、6件について御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

今後とも、災害からの復旧、復興、国土強靱化等の事業推進に着実に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

○楠本千秋委員長 引き続き、関係課長から順次説明をお願いします。

○森山監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料として、建設常任委員会説明資料1冊、経営状況を説明する書類2冊、その他報告事項6件を準備しております。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料1ページをお願いします。

令和4年度9月補正予算について説明します。

今回の補正予算は、本年7月の豪雨等により被災した公共土木施設の災害復旧に係る予算を計上しております。

上の表2段目、今回補正額は、表左から、一般会計の普通建設事業のうち、県単事業7億7,200万円余、災害復旧事業のうち、補助事業15億4,900万円余、県単事業1億2,700万円。

消費的経費、特別会計等はございません。

今回補正額合計は、右側合計欄のとおり、24億4,800万円余となります。

各課別の内訳につきましては、下の表のとおりです。

2ページをお願いします。

令和4年度9月補正予算総括表でございま

す。

一般会計及び特別会計等ごとに、各課の補正額とともに、右側に財源内訳を記載しております。

表右側、今回補正額の財源内訳の最下段をお願いします。

国支出金8億1,000万円余、地方債12億円、その他3億1,000万円余、一般財源1億2,800万円余となっております。

以上が土木部の9月補正予算の状況でございます。

監理課からは以上でございます。

○仲田河川課長 河川課でございます。

資料の3ページをお願いいたします。

上から2段目の単県河川等災害関連事業費でございますが、左から4列目のとおり、7億7,200万円余の増額補正を計上しています。

これは、国庫補助災害復旧事業の対象とならない箇所への復旧等に要する経費で、令和2年7月豪雨や令和4年7月の豪雨等で被災した箇所の額を計上するものです。

5段目の現年発生国庫補助災害復旧費でございますが、左から4列目のとおり、12億3,900万円余の増額補正を計上しています。

これは、令和4年7月の豪雨等で被災した公共土木施設の復旧に要する経費を計上するものです。

6段目の河川等災害復旧受託事業費でございますが、左から4列目のとおり、3億1,000万円余の増額補正を計上しています。

これは、市町村から受託する災害復旧工事の施工に要する経費で、五木村の被災した村道の道路災害復旧に伴う額を計上するものでございます。

下から3段目の災害復旧事業設計調査費でございますが、左から4列目のとおり、1億2,700万円の増額補正を計上しています。

これは、令和4年7月の豪雨等で被災した

公共土木施設の復旧における調査、測量設計に伴う額を計上するものでございます。

以上、河川課の9月補正分の増額は、左から4列目の最下段のとおり、24億4,800万円余の増となり、9月補正後の予算総額は、5列目の最下段のとおり、324億6,400万円余となります。

河川課からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○森山監理課長 監理課でございます。

5ページをお願いします。

令和4年度繰越明許費です。

繰越しの設定につきましては、昨年度から、9月定例会、11月定例会及び2月定例会でお願いしております。

今回は、10月の時点で適正工期が確保できない工事等につきまして、当初契約時から年度をまたいだ適正工期を確保し、適切な入札契約が行われるよう今議会での設定をお願いするものです。

現時点の発注見通しで繰越しが見込まれる工事等につきまして、一般会計分として136億1,300万円余、特別会計分として7,300万円を計上しております。

一般会計、特別会計を合わせた繰越明許費合計は136億8,600万円余となります。

繰越しにつきましては、事業の進捗管理と効率的な執行を図るとともに、適正な工期の確保等を適切に運用してまいります。

7ページをお願いします。

県が施行する公共事業の経費に対する市町村負担金についてです。

市町村負担金につきましては、7ページから12ページにかけ、議案第23号から第27号までの5件の議案を提案しております。複数の課にまたがりますので、監理課から一括して説明いたします。

なお、今回の提案に当たり、各市町村に対し事業計画を説明の上、負担金に係る同意を

得ておりますことを申し添えます。

では、7ページ、議案第23号、令和4年度道路事業の経費に対する市町村負担金についてです。

単県道路改築事業(改良)を含む2件の事業について、道路法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村負担分を定めるものです。

負担内容につきましては、昨年度と特段の変更はございません。

8ページをお願いします。

議案第24号、令和4年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金についてです。

熊本北部流域下水道建設事業を含む6件の事業について、下水道法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村負担分を定めるものです。

負担内容については、昨年度と特段の変更はございません。

9ページをお願いします。

議案第25号、令和4年度海岸事業の経費に対する市町負担金についてです。

海岸堤防等老朽化対策緊急事業を含む3件の事業について、海岸法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町負担分を定めるものです。

負担内容につきましては、昨年度と特段の変更はございません。

10ページをお願いします。

議案第26号、令和4年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金についてです。

単県地すべり対策事業について、地すべり等防止法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市負担分を定めるものです。

負担内容につきましては、昨年度と特段の変更はございません。

11ページをお願いします。

議案第27号、令和4年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関

係)についてです。

1の単県街路促進事業から12ページにかけた15件の事業について、地方財政法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村負担分を定めるものです。

負担内容につきましては、昨年度と特段の変更はございません。

引き続き、13ページをお願いします。

工事請負契約の締結についてでございます。

工事請負契約の締結につきましては、議案第28号から第30号まで、3件の議案を提案しております。

提案理由は、いずれも予定価格5億円以上の工事で、工事請負契約について議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決を諮る必要があることから提案しているものです。

まず、13ページ、議案第28号でございます。

工事名は、熊本港物流拠点機能向上(ガントリークレーン製作据付)工事。工事内容は、ガントリークレーン製作据付け工。工事場所は、熊本市西区。工期は、契約締結の日の翌日から令和6年9月30日まで。契約金額は、11億4,840万円。契約の相手方は、株式会社三井E&Sマシナリー。契約の方法は、一般競争入札でございます。

14ページをお願いします。

入札経緯及び結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格及び2の評価に関する基準を本紙のとおり設定し、評価値が最も高い者を落札者としております。

15ページをお願いします。

3の開札及び総合評価結果でございます。

入札には1者が参加し、令和4年7月12日に開札を行い、評価値を算出しております。

その結果、株式会社三井E&Sマシナリーが、技術評価点が106.80、入札価格10億

4,400万円、評価値10.2299となり、落札しております。

なお、この入札は、令和3年度に行った入札が不調となり、再度の入札において、1者入札により落札したものです。

17ページをお願いします。

議案第29号でございます。

工事名は、小川工業高校実習棟改築工事。工事内容は、(1)実習棟、木造一部鉄筋コンクリート造、平屋建て、延べ面積3,720平方メートル、(2)渡り廊下その他、鉄骨造、平屋建て、延べ面積81平方メートル、(3)上記1及び2の建築に伴う既存体育教官室の建物解体工事。工事場所は、宇城市小川町。工期は、契約締結の日の翌日から令和6年2月16日まで。契約金額は、15億4,275万円。契約の相手方は、松島・高橋・和久田建設工事共同企業体。契約の方法は、一般競争入札でございます。

18ページをお願いします。

入札経緯及び結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格及び2の評価に関する基準を本紙のとおり設定し、評価値が最も高い者を落札者といたしました。

19ページをお願いします。

3の開札及び総合評価結果でございます。

入札には2者が参加し、令和4年6月21日に開札を行い、評価値を算出しております。

その結果、松島・高橋・和久田建設工事共同企業体が、技術評価点105.32、入札価格14億250万円、評価値7.5094となり、落札しております。

次に、21ページ、議案第30号でございます。

工事名は、球磨支援学校校舎棟新築工事。工事内容は、(1)校舎棟、木造一部鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延べ面積4,569平方メートル、(2)車庫その他、鉄骨造、平屋建て、延べ面積47平方メートル。工事場所

は、球磨郡多良木町。工期は、契約締結の日の翌日から令和6年1月29日まで。契約金額は、14億4,760万円。契約の相手方は、味岡・丸昭・速永建設工事共同企業体。契約の方法は、一般競争入札でございます。

22ページをお願いします。

入札経緯及び結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格及び2の評価に関する基準を本紙のとおり設定し、評価値が最も高い者を落札者といたしました。

23ページをお願いします。

3の開札及び総合評価結果でございます。

入札には2者が参加し、令和4年6月21日に開札を行い、評価値を算出しております。

その結果、味岡・丸昭・速永建設工事共同企業体が、技術評価点107.33、入札価格13億1,600万円、評価値8.1558となり、落札しております。

監理課からは以上です。

よろしくをお願いします。

○森道路整備課長 道路整備課です。

資料の25ページをお願いします。

議案第31号の有料道路事業変更許可申請に関する同意についてでございます。

27ページの概要により御説明いたします。

熊本県道路公社では、熊本天草幹線道路、松島有料道路において、令和3年度からETC多目的利用システムの整備を進めています。

1の県が同意する内容についてですが、本システムを利用し、割引率を設定する場合には、有料道路事業許可事項の一部である料金に係る記載内容の変更を国土交通省へ申請し、許可を得る必要があります。変更申請に際しては、道路管理者である県の同意が必要であり、同意に当たり、議会の議決を得るものです。

次に、2の変更する理由についてですが、

本年度供用を予定しているE T C多目的利用システムを利用する場合の割引率を設定し、同システムの利用促進を図るとともに、利用者の利便性向上を図るために変更するものです。

3の変更の概要につきましては、①障害者割引について、E T C多目的利用システムを利用した場合の既存の割引措置が適用されるように記載内容を変更するものです。

②E T C多目的利用システムを利用して料金の徴収を行う場合の割引率を定めるものです。

変更時期につきましては、道路整備特別措置法第10条第4項による国土交通大臣の許可のあった日とします。

道路整備課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○緒方道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認につきましては、説明資料29ページの第33号議案から31ページの第35号議案までの3件でございます。

議案の説明につきましては、32ページの概要の一覧表にて説明いたします。

まず、議案番号33号でございます。

本件は、ロードバイク型の自転車で進行中、導流帯、いわゆるゼブラゾーンの縁に設置されたチャッターバーに乗り上げて転倒し、車両右側面等を損傷するとともに、右大腿骨頸部骨折等の傷害を負った案件です。

本件導流帯の設置場所は、車道上であるため、自転車や二輪車等が通行する可能性が高く、そこにチャッターバーがあることで、転倒事故等を誘発する危険性があつたことは否定できません。

一方、運転者が前方を注視するなどして運転していれば、事故を回避できた可能性があることを考慮しまして、被害額の5割に当た

る445万9,825円を賠償しております。

続きまして、議案番号34号です。

本件は、軽乗用車で進行中、進行方向左のほうの道路区域内から倒れてきた樹木に衝突し、フロントガラス等を損傷したものであります。

本件は直撃事案であり、運転者が事故を回避することが困難であることを考慮して、損害額の全額に当たる51万7,187円を賠償しております。

次に、議案番号35号です。

本件は、軽貨物車で進行中、進行方向左の道路区域内から倒れてきた樹木に衝突し、ルーフパネル等を損傷するとともに、頸椎捻挫等の傷害を負ったものであります。

本件は直撃事案であり、運転者が事故を回避することが困難であることを考慮しまして、損害額の全額に当たる15万5,985円を賠償しております。

道路保全課の説明は以上でございます。

○倉光港湾課長 港湾課でございます。

臨港道路の事故に関する専決処分の報告及び承認につきましては、説明資料33ページから34ページの第36号議案の1件でございます。

議案の説明につきましては、34ページの概要にて御説明いたします。

本件は、被害者が八代港内の臨港道路1号線を外港方面から八代市街方面へ軽乗用車で進行中、八代港管理事務所職員が刈り払い機使用による除草作業の際、はね飛ばした小石により、軽乗用車のフロントガラスを損傷したものでございます。

運転者が事前に本件事故を予見することは不可能と考えられるため、損害額の全額9万6,184円を賠償しております。

港湾課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○森山監理課長 監理課でございます。

35ページをお願いします。

報告第1号、専決処分の報告についてでございます。

職員に係る交通事故の和解につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分の報告でございます。

内容につきましては、36ページの概要で説明いたします。

令和4年7月5日午前11時50分頃、天草市亀場町亀川地内において発生したこの事故につきましては、相手方との示談交渉により、県の過失割合100%で合意し、県の損害賠償額は3万5,871円となっております。

事故の状況は、天草広域本部土木部職員が、県道本渡牛深線を新和町方面から本渡方面に向かって走行中、目的地駐車場に入るため右折しようとした際に、目的地駐車場手前にある亀川斎苑敷地内に設置された駐車場ポールに接触したものでございます。

職員の交通事故防止、交通違反等防止につきましては、機会あるたびに、さらに徹底を図るよう取り組んでまいります。

監理課からは以上でございます。

○森道路整備課長 道路整備課です。

37ページ、報告第27号の熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出につきましては、お手元に配付しております冊子により説明させていただきます。

まず、1ページをお願いします。

令和3事業年度事業報告書でございます。

1の総括ですが、熊本県道路公社は平成4年に設立し、上天草市松島町今泉から合津までにおいて、有料道路事業を活用しながら建設を進め、平成14年5月に延長3.3キロメートルの松島有料道路を開通させております。

2の令和3事業年度の事業実施状況ですが、松島有料道路の開通後は、通行料金徴収や維持管理業務を行うとともに、令和3年度

からETC多目的利用システムの整備に着手しています。

また、平成19年度に開通した松島有明道路及び平成30年度に開通した三角大矢野道路について、維持管理業務を県から受託し、実施しております。

2ページをお願いします。

3の(1)に令和3年度の通行台数実績を示しております。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、年間約156万台、1日平均4,279台の利用となっておりますが、グラフ1に示しておりますように、松島有明道路開通後の平成20年度から新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度については、1日平均約5,100台前後の通行があり、令和2年度及び令和3年度の新型コロナウイルス感染症の影響による交通量の減少を踏まえましても、平成14年5月の開通からの交通量の累計は、全体計画の累計を約23%上回る実績となっております。

(2)には、通行料金の収入実績を示しております。

こちらにも新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和3年度の料金収入は約2億8,200万円で、計画から約14%下回っているものの、グラフ2に示しておりますように、松島有明道路開通後の平成20年度から新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度については、平均約3億4,700万円の収入があり、令和2年度及び令和3年度の新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少を踏まえましても、平成14年5月の開通からの収入実績の累計は、全体計画の累計を約3%上回る実績となっております。

次に、3ページをお願いいたします。

4の貸付金等の償還状況です。

まず、松島有料道路事業は、政府貸付金21億5,000万円、地方公共団体金融機構借入金6億4,500万円、県出資金15億500万円の合計

43億円を建設資金としております。そのうち県出資金を除く長期借入金の政府貸付金と地方公共団体金融機構借入金は、償還計画どおり、令和3年度に償還を完了し、それぞれ残額ゼロ円となっております。

次に、4ページから7ページに貸借対照表、損益計算書、財産目録を示しております。

内容につきましては、2ページ、3ページで御説明した料金収入や貸付金等の状況等を詳細に示したものでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、8ページの令和4事業年度事業計画書でございます。

1の松島有料道路の管理業務につきましては、本年度も通行料金徴収及び道路維持管理業務を行います。

道路施設の維持管理については、トンネル照明灯のLED化工事、橋梁定期点検、舗装修繕に加え、ETC多目的利用システムの整備を実施する予定です。

なお、ETC多目的利用システムの整備については、松島有料道路において、利用者の利便性向上や新型コロナウイルス感染症拡大防止等への対応を図るため、手渡しによる料金徴収の付加機能として、既存のETCカードを利用したキャッシュレス決済を導入することとし、令和3年度から設計に着手し、令和4年度中の供用開始を目指して整備を進めているところです。利用するに当たっては、事前の会員登録や料金所での一旦停止が必要になります。

2の松島有明道路及び三角大矢野道路の維持管理受託業務につきましては、引き続き、県から道路公社が受託し、実施してまいります。

次に、9ページの令和4事業年度収支予算書でございます。

収入としましては、通行料金や受託業務など、合計5億5,300万円余を計上し、支出と

しましては、一般管理費3,300万円余、業務管理費5億6,700万円余などを計上しております。

例年より業務外収入が増加しておりますが、これは、ETC多目的利用システムを整備するために必要な業務補助金収入によるものです。

また、例年より業務管理費の支出が増加しておりますが、トンネル照明灯のLED化工事や5年に1度の橋梁定期点検等を実施するため、道路管理費が増額したことに加え、令和4年度に完了予定であるETC多目的利用システムを固定資産として取得するため、固定資産取得費が増額となっているものです。

なお、収入と支出の差額については、過年度の繰越しにより補填いたします。

資料の説明は以上でございますが、松島有料道路は計画どおりに償還を完了していることなどから、道路公社の経営は安定している状況でございます。

以上、熊本県道路公社の経営状況の説明を終わらせていただきます。

○仲田河川課長 河川課でございます。

説明資料の38ページの報告第28号、一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況については、別途お手元に配付しております書類にて説明させていただきます。

別冊の資料の1ページをお願いいたします。

1の事業に記載のとおり、当法人の事業では、立野ダム建設に伴い必要となる水没地域の住民の生活再建及び水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の交付及び調査等を行うものです。

具体的には、南阿蘇村が策定した南阿蘇村地域整備計画に基づき村が実施する事業に対し、県及び下流の3つの市町——これは熊本市、大津町、菊陽町でございますが、が助成する事業費の助成を行うものでございます。

助成対象事業は、ダム周辺の道路、公園、集会施設等の15事業で、うち12事業は、平成21年度までに完了しており、3事業が残っております。

2の関係地方団体等が講ずる水没関係地域の振興及び環境整備に必要な措置に対する資金の交付ですが、令和3年度の資金の交付実績はありません。

これは、残る3事業がダム工事完了後でなければ工事に着手できないため、平成22年度から中断しております。

3のダムの建設に伴い必要となる情報交換及び連絡ですが、理事会、評議員会のほか、南阿蘇村と南阿蘇村地域整備計画に係る意見交換会を行っております。

2ページをお願いいたします。

令和3年度決算書のうち、収支計算書でございます。

収入は、特定資産運用益等で、左から3列目、決算額の中の列ほど、当期収入合計(A)欄に記載のとおり、1万8,792円となっております。支出は、租税公課で、法人の管理運営に係る経費のみで、下から2段目、当期支出合計(B)欄に記載のとおり、2万1,264円となっております。当期収支差額は、最下段のとおり、2,472円の赤字となっております。

5ページをお願いいたします。

貸借対照表です。

左から4列目、増減の列の下から2段目のとおり、正味財産は前年度より2,472円減少し、左から2列目最下段のとおり、令和4年3月31日現在の負債及び正味財産合計額は3,340万円余となっております。

10ページをお願いいたします。

令和4年度事業計画書でございます。

令和4年度も資金の交付予定はなく、引き続き、南阿蘇村との意見交換等を行う予定です。

また、2に記載していますとおり、国土交

通省立野ダム工事事務所や関係市町との意見交換を行いながら、連携して、南阿蘇村地域整備計画に基づき村が実施する事業に対し支援をしてみたいと考えております。

11ページをお願いいたします。

令和4年度収支予算書でございます。

先ほど申したとおり、資金の交付予定はございませんので、令和3年度の予算額を参考に必要となる予算を計上しております。

以上で一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況についての報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

○楠本千秋委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

ただいまの説明について質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○楠本千秋委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第23号から31号まで及び第33号から36号まで、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠本千秋委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外14件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠本千秋委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外14件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が6件あっております。

まず、報告については、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思いません。

それでは、関係課長から説明をお願いします。

○森山監理課長 監理課でございます。

報告事項1、災害復旧事業の進捗状況等についてでございます。

1ページをお願いします。

1、令和2年7月豪雨等災害復旧事業の進捗状況でございます。

上段のグラフは県事業です。土木部及び農林水産部の合計で、全体事業費496億円に対し、令和4年8月末の契約額は323億円、65%の進捗となっております。

土木部所管事業につきましては、本年度中の全ての工事の発注に向けて取り組んでおります。

なお、下段は、参考まで、市町村事業の状況となっております。

2ページをお願いします。

2、県工事の不調、不落の状況です。

上段①のグラフは熊本地震後の年度別の状況、下段の②のグラフは令和3年4月以降の月別の状況、3ページの③は令和4年度の発注機関別の状況です。

2ページ上段枠囲みに記載しておりますとおり、県工事の不調、不落率は、令和2年7

月豪雨災害以降上昇し、令和3年8月から11月にかけてピークとなり、その後下降傾向にありましたが、最近では、発注の増加に伴って上昇傾向にあります。

地域別では、令和2年7月豪雨災害に係る災害関連等工事が集中しております県南地域において、八代、芦北地域は落ち着いてきておりますが、球磨地域においては依然として不調、不落が発生している状況です。

なお、本日の資料は8月末で整理しております。9月、10月で開札する案件が相当数ございますので、引き続き不調、不落について注視してまいります。

4ページをお願いします。

参考として、これまでの不調、不落対策を一覧にしております。このうち、第4弾の1行目、指名競争入札対象拡大につきましては、令和3年1月から実施しており、期限を令和4年9月までとしておりました。対象となります土木一式工事で3,000万円以上7,000万円未満の災害関連等工事がこの9月まででおおむね発注を終了しますので、予定期限どおり、本日までで終了することとしております。

今後も、広域本部、地域振興局と共に、県内建設業の状況や不調、不落の状況を注視し、現状に即した適切な対策に取り組み、一日も早い被災地の復旧、復興に取り組んでまいります。

監理課からは以上でございます。

○山内都市計画課長 都市計画課でございます。

報告事項2、人吉市青井地区における復興まちづくり事業の進捗状況について御報告いたします。

まず、下のほうに平面図を添付しております。図中、ピンクの範囲が青井被災市街地復興土地区画整理事業を示しています。また、赤の実線が国道445号改築事業を示してお

り、このうち青い破線で改良する交差点を示しております。

では初めに、1の青井被災市街地復興土地区画整理事業について御説明申し上げます。

(1)の用地先行買収についてですが、今年5月21日に土地区画整理事業における用地先行買収の説明会を開催いたしました。

その後、6月末までに買取り申出を受け付けております。これまでに全体の約4割の権利者の方から買取りの申出が上がっております。8月22日から10月末をめどに、買取り申出者に対し、土地評価額等の戸別訪問を行い、説明を行ってまいります。

また、8月31日以降、合意をいただきました買取り申出の方と用地買収の契約締結をしているところでございます。

次に、(2)の今後のスケジュールでございます。

9月下旬から11月中旬をめどに、全ての権利者に対して事業計画素案の戸別説明を行います。11月下旬には、事業計画案の住民説明会を開催いたします。その後、必要に応じて都市計画審議会に諮問し、本年度内の大臣認可を目指してまいります。

次に、2の国道445号改築事業について御説明いたします。

(1)の進捗状況及び今後のスケジュールでございます。

8月末までに国土交通省や警察などの関係機関との協議を終え、9月上旬から11月中旬をめどに、国道沿線の関係者に対しまして、整備概要について戸別説明を行ってまいります。11月下旬には、右折レーン設置に伴い拡幅いたします3つの交差点につきまして、都市計画変更案の住民説明会を開催いたします。その後、変更案の縦覧や都市計画審議会に諮問し、本年度内に都市計画の変更決定を目指してまいります。

都市計画課は以上です。よろしく御願いたします。

○仲田河川課長 河川課でございます。

右上に報告事項3と記載されます資料をお願いいたします。

球磨川水系に係る治水対策及び五木村振興等について、現在の進捗状況等を御報告いたします。

なお、本件につきましては、建設常任委員会のほか、総務常任委員会においても同様に御報告させていただいております。

まず、1の球磨川水系河川整備計画についてでございます。

上段の囲みの記載のとおり、先月9日に、九州地方整備局と県は、球磨川の今後おおむね30年間の河川整備の目標や具体的な整備内容を示す球磨川水系河川整備計画を策定、公表いたしました。

河川整備計画の策定後、県では、計画に位置づけた河道の整備、遊水機能を有する土地の確保、宅地かさ上げ等の早期実現に向けて、8月20日の人吉市を皮切りに、8月30日に相良村、9月26日、27日に五木村で、市町村と連携して地元説明会を開催し、順次、現地測量などに着手しております。

中段の囲みに河川整備計画の特徴を記載しております。簡潔に御説明いたします。

まず、気候変動の対応、流域治水、本支川連携ということで、次の2点を併せ持った全国で初めての計画でございます。

1点目は、気候変動の影響による降雨量の増大などを踏まえ、想定し得る最大規模までの洪水を想定し、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の理念を具体的に盛り込んでおります。

2点目は、今回、国管理区間と県管理区間の計画策定を同時に進めることにより、本川と支川の連携に加え、流域の森林や田んぼ、都市といった様々な流域の関係者との連携を図ることとしております。

また、記事が表明した緑の流域治水による

命と環境の両立、令和2年7月豪雨からの復旧と創造的復興、さらには、水源地域となる五木村、相良村をはじめとする流域の持続可能な発展を目指すこととしています。

その下に内容の詳細を記載していますが、説明は割愛させていただきます。

今後も、球磨川流域の復興、復旧と創造的復興に向け、地域住民の皆様に丁寧に説明するとともに、国や市町村と一層連携を図り、取組を進めてまいります。

資料の2ページをお願いいたします。

次に、2番、流水型ダムに係る環境アセスメントについて御報告いたします。

現在、環境アセスメントにつきましては、国において、法と同等の環境アセスメントが進められているところでございます。

6月22日には、環境影響評価方法の配慮書に相当する環境配慮レポートに対し、環境影響評価審査会や関係市町村長の意見を踏まえ、知事意見を提出いたしました。

8月24日には、第4回流水型ダム環境保全対策検討委員会が開催され、環境影響評価方法レポートの作成について議論されました。

今後、国において、環境影響評価方法レポートが策定、公表される予定でございます。

最後に、3、五木村の振興等について御報告いたします。

上段箱囲みの1つ目の丸に記載しますとおり、6月5日の知事の五木村訪問以降、流水型ダムを前提とした新たな五木村の振興に向けて、村が実施する行政座談会や業種別会議に職員が毎回参加し、村の振興に対する村民の皆様の意見を聴取してまいりました。

実施状況の詳細は、箱囲みの下に記載します(1)、(2)のとおりでございます。行政座談会、業種別会議には、延べ236名の村民の方が御参加されております。

上段箱囲みに戻っていただき、2つ目の丸ですが、今後も五木村民の皆様の御意見を丁寧に聞きながら、国、村と連携し、この

秋をめどに、新たな五木村の振興計画を策定してまいります。

最後の丸ですが、流水型ダムの建設予定地となる相良村については、令和2年7月豪雨災害では初めてとなる木造仮設住宅を譲り受け、本格的な住宅とする取組が進むなど、復旧、復興が着実に進んでいます。

今後、村が策定する復興むらづくり計画に掲げる取組がさらに加速するよう、県としても積極的に支援をしてまいります。

説明は以上でございます。

○上野建築課長 建築課でございます。

報告事項4の資料をお願いいたします。

都市計画法に基づく集落内開発制度の運用基準の改定について御説明いたします。

まず、1の運用基準改定の背景でございます。

運用基準の改定につきましては、6月議会の建設常任委員会で御報告いたしました、近年の頻発、激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制等を内容とする都市計画法の改正が行われたことにより、現行の運用基準を改定する必要が生じたものでございます。

次に、2の運用基準の改定の概要について御説明いたします。

(1)対象でございますが、熊本都市計画区域に設定されている市街化調整区域の集落内開発制度に係る開発許可でございます。

(2)内容でございますが、開発区域が想定最大規模降雨に基づく想定浸水深が3メートル以上の区域である場合は、四角囲みに示すような安全上及び避難上の対策を行うことを許可の条件とするものでございます。

次に、3のパブリックコメントの実施でございます。

運用基準の改定に当たり、7月4日から8月4日まで、パブリックコメントを実施いたしました。5件の意見提出がありました、

いずれも補足説明を求めるもので、異論を唱えるものではございませんでした。

最後に、4の今後のスケジュールでございます。

来月には運用基準として公表し、令和5年4月から運用開始を行うため、関係する市町と連携いたしまして関係団体等へ周知を図っていくこととしております。

建築課からは以上でございます。

○森道路整備課長 道路整備課でございます。

報告事項5、台風第14号の大雨に伴う球磨大橋の被災について御報告します。

球磨郡錦町木上地内の1級河川球磨川に架かる一般県道覚井一武線の球磨大橋は、台風第14号の大雨に伴う河川の増水により橋脚等の損傷被災が発生し、9月19日から全面通行止めとなっています。

被災原因の究明及び対策の検討に向けまして、9月21日から、国の技術支援の下、現地調査に着手しました。

被災した橋梁は、一部の橋脚と桁が沈下し、路面に凹凸が生じており、橋脚上部にはひび割れが発生しています。引き続き、国の支援をいただきながら、早期復旧に向けて詳細な調査検討を進めてまいります。

なお、本橋梁は小学校の通学路にも指定されており、9月22日から、錦町と連携して、ジャンボタクシーを利用した児童の通学対応を行っています。

道路整備課は以上でございます。

○仲田河川課長 河川課でございます。

右上に報告事項6と記載されます資料をお願いいたします。

台風第14号に伴います市房ダムの緊急放流について、緊急放流の概要と、速報値ではございますが、ダムの効果について御報告いたします。

なお、緊急放流とは、異常洪水時防災操作と申しますが、ダムに水をためていて、雨が降り続けると、いずれダムが満水になりますが、ダムが満水になる前に、ダム下流に放流する量を徐々に増やして流入量に近づける操作のことを申します。

それでは、1ページをお願いいたします。

まずは、令和4年9月、台風第14号の概要でございます。

上段の囲みに記載のとおり、台風第14号の接近に伴い、市房ダム上流では、時間雨量20ミリを超える雨が14時間観測するなど、長時間にわたる降雨となりました。市房ダム上流の雨量観測所では、24時間雨量及び累加雨量において、令和2年7月豪雨を上回る降雨量を記録いたしました。

次に、2ページをお願いいたします。

台風第14号洪水概要、市房ダムの効果でございます。

市房ダムでは、3日前となる15日から事前放流を開始して、貯水位を低下させるなど、通常の洪水調節容量1,830万トンに加えて、約470万トンの容量を追加確保し、合計で約2,300万トンの空き容量を確保した状態で、18日8時30分から洪水調節を開始いたしました。

ダムの効果としましては、最大流入量1,054立米、毎秒でございますが、これに対しまして、再度、最大放流量768立米まで低減するなど、ダムに約2,300万トンの水を貯留いたしました。

市房ダムの洪水調節により、ダム下流の多良木水位観測所では約90センチ、人吉水位観測所では約20センチの水位低減効果があったと推定されます。

3ページをお願いいたします。

市房ダム緊急放流の概要について御説明いたします。

洪水調節開始後、ダムの貯水位は徐々に上昇していき、19日3時頃から約2時間にわた

り緊急放流を実施いたしました。

下のグラフ内に記載があるとおり、緊急放流に移行するまでは、住民への情報発信として、今年度から新たに実施した貯留能力の半分情報や緊急放流に係る通知等、6度にわたって関係機関や報道機関への情報を随時発信いたしました。

ダム貯水位は、洪水時最高水位まで、あと2センチに迫り、洪水調節として利用可能だったダム容量約2,300万トンを最大限活用いたしました。

また、緊急放流移行後においても、放流量の調節によって下流への流量増を最小限に抑制するとともに、ダムからのピーク流量の発生時刻を約1.5時間遅らせ、最大放流量を低減することで、下流地点での避難時間の確保に寄与いたしました。

最後に、4ページをお願いいたします。

緊急放流の実施に際しては、19日1時20分には、緊急放流を判断する水位を超過したものの、ダム上流域の降雨及びダムへの流入量、ダムの空き容量、ダム下流河川の水位を総合的に検討し、緊急放流開始予定時刻であった2時から3時へと1時間延期いたしました。

今回、3時に開始した緊急放流では、仮に19日2時から緊急放流を開始した場合と比べ、多良木地点における水位が38センチ低減していたと推定されます。

以上が緊急放流の概要とダムの効果になりますが、市房ダムでは、今後も引き続き、ダム管理に係る適正な運用及び確実なダム情報の発信に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○楠本千秋委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○井手順雄委員 報告事項4ですけれども、6月のときにも言ったんですけれども、内容が、想定水位、浸水深が3メートル以上の区域に当たる場合と、これは、いわゆる河川の際でしょうけれども、県全体で、ここがこういう地区ですよというハザードマップ的なやつはあるんですか、基準みたいな。

○上野建築課長 想定浸水区域ということで公表されている資料についてのお尋ねかと思えます。

こちらにつきましては、国のホームページで公表されているデータがございまして、こちらにつきましては、全て見る事が可能でございます。

それと、今委員がおっしゃったとおり、それを活用して各市町村はハザードマップを作成しておりますので、そういったものにつきましても、お手元で見ることが可能かと思えます。

以上でございます。

○井手順雄委員 10月という、あと1～2日したら、策定の公表という形の中でありませけれども、やはりこの地区は、こういったことで集落内はやってくださいという線引きと申しますか、隣の家はよくて、こっちの家は悪かったとか、これはやっぱり盛土したり、下に車庫を造ったり、ロフトを造ってくれ、あと、建築する際にはお金がかかることなんですよ。やっぱりそうしたところをぴしゃっと分けて、ここの地区は、こういった条件がかかりますよというふうなことを明確に最初からやっつけたほうが、後から集落内で開発するときに、それは知らぬだったとかいうような形になると思うんですよ。

ですから、その線引きと申しますか、この地区は、もうこれに適用しますよというふうなことを前もって言うて公表するというようなことが私は大事だろうというふうに思いま

すので、ひとつよろしくお願ひしたい。

できたら、委員の皆さん方に下さい、この地区はこういう条件がかかりますということ。よろしくお願ひします。

○上野建築課長 貴重な御意見をありがとうございます。

集落内開発制度の区域の指定に関しましては、市町村からの申出に基づいて県で指定しているというふうな形を取っております。

今おっしゃられたとおり、災害ハザードマップにつきましても、市町村のほうでつくっているということがございますので、県民の方々に分かりやすくお伝えする方法としましても、関係する市町と連携しながら検討していき、やっていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○楠本千秋委員長 ほかに質疑ありませんか。

○田代国広委員 五木村の振興についてお尋ねいたします。

実は、数か月前だったんですけども、熊日に和田元村長さんの写真で大きく、五木村がダムに翻弄されると、五木村が報じられておりました。

私、あれを読んで本当に五木村の方々がダムで苦勞されて、本当に、何と申しますか、ダム造る前には、その下流の市町村から、まだごぬつとかとか、まだ駄目なのかとか、えらい恫喝されたりして、苦渋の決断でダムを決めたわけですよ。

ところが、蒲島知事が、住民の意思はダム建設にあらずと言って撤回されたわけなんですけれども、これまでに至るまで、本当に五木村の方々は苦勞されてきた、翻弄されてきた、そして、ダムが撤去されて、いわゆるはしごを外されたというふうな感じになったそ

うですよ。

その後、今度、水害で知事が振興基金を10億円積み増したですね。一体この金の意味は何なのかと、そういった疑問を持っておられるようでございまして、ぜひ、五木村の振興については、やっぱり責任持って私たちとしては応えていかなきゃならないというふうに思っております。

例えば、今回の10億円の積み増した振興基金、そういったのは、どういった形で振興に活用されると考えておられるのかについて、まずお尋ねしておきたいと思ひます。

○仲田河川課長 河川課でございます。

五木村の振興についての御質問でございますが、こちらにつきましては、委員御指摘のとおり、川辺川のダムによって、特に五木村の方が翻弄されたかというふうにお察し申し上げます。

これにつきまして、先ほど御説明のとおり、6月5日の日に知事が五木村に行かれまして、村民の方々に五木振興に対する決意を述べられてございます。

県としましても、この五木村の振興、これは非常に欠かせないものだと考えておりますので、今回、この国の河川整備、また、県の河川整備とともに、五木村の振興についてもしっかり取り組んでまいりたいというふうを考えてございます。

○田代国広委員 どうやって使われるんですかという話です。

○仲田河川課長 それでは、今御質問ありました10億円の基金のことでございますけれども、現在、復興局において、振興計画等の策定をされております。その中で、その振興計画に基づいて実施する事業につきまして、そういった振興基金等の新たなものを設立いたしまして、そちらのほうを支出していくとい

うふうに聞いております。

○田代国広委員 今回のダムの関係で、非常に五木村の方々が、新聞を読む限りは、県政に対する不満と申しますか、疑問と申しますか、そういったものを何となく強く感じておられるような気がいたしまして、したがって、これらを払拭するためには、誠心誠意やっぱり寄り添って、十分意見を聞いて、そして、できるだけその意見に答えていけるような努力をする姿勢を見せるとか、そういった誠意を持って対応するのが五木村の方々の県行政に対する信頼の回復につながると思いますので、ぜひそういった形で今後対応していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○仲田河川課長 まさしく委員のおっしゃるとおりでございます。私たち側としまして、やはり五木村の村民の方々、それに寄り添った五木の振興計画、こういったものにしっかり取り組んでまいりたいと思います。

もちろん、村長さんはじめ村議会、また村民の方々、そういった方々といろんな場で意見を交わしながら、そういった村の方々に寄り添いながら、しっかりと振興計画のほうを策定し、また、その実現に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田代国広委員 よろしくお願いいたします。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんか。

○坂田孝志委員 台風14号について、先ほど、球磨大橋とダムのことについて説明ありましたが、被害の状況はどのようにつかんでおられますか。特に、県道や国道や道路関係等、もう過ぎ去って10日も過ぎてますから、

今日あたりはこの場で説明があつてしかるべきかなと期待しておりましたが……、ありませんが、どういうことですか。

○緒方道路保全課長 道路の通行規制の状況は把握しております。災害につきましては、一月間かけて調査をしますので、まだ詳細は、全体像は把握しておりません。

通行規制につきましては、今度の台風14号では、全県で66か所っております。全面通行止めが60か所、片側交互通行が6か所というふうになっております。

昨日の29日17時現在では、全県で、それが11か所でございます。全面通行止めが8か所、片側交互通行が3か所というふうに今現在なっております。もうあと少しというような状況まで交通開放は進んでおります。

○坂田孝志委員 今全面が8か所とおっしゃって、何か簡単にできそうな言い方に聞こえましたが、私は23日で見えてまいりましたよ。特に、泉、五家荘地区、そこだけでも6か所ありますよ。小川泉線、縦木河合場線、久連子落合線、主要県道が全面通行止めですよ。

それによって——これからは紅葉のシーズンになりますね。全くもってこれ入れない。あるいは登山、今はコロナのこういうこともありまして、登山なんか増えてるんですね、キャンプとかああいうのが。郊外での登山、それらも期待できなくなる。まさにあの地区にとっては、これは死活問題なんですよ。

先ほど五木の話もあったけれども、445号もそうでしょう。宮原五木線もそうだ。あそこに集中しているんですよ、全面通行止め。どんな見通しなんですか、あそこは。

○緒方道路保全課長 道路保全課でございます。

今回の台風で起こったやつと令和4年から継続する通行止めがございまして、今申しま

したのは、今回の台風で起こった通行規制で
ございます。それから継続しているのがまだ
あるというのは認識をしております。

○坂田孝志委員 それば言いよっとたい。今
回台風で全面通行止めが起きてどうにもなら
ぬと。

昨日も県南広域本部に、地元の観光協会
長、民宿、旅館等々一緒に行ってきましたよ。
まだどうやっていいか分かんないと言
うんですから、どういう工法でやるのか。

30メートルも、40メートルもどさっと落ち
とるわけですよ。谷も深い、30メーター、40
メーター。これは、2年、3年どま、これは
駄目じゃなかるうかと、どうなんのかと。

そういうのは調査して、ここは、本庁はち
ゃんとそれをつかんで、迂回を回すとか、あ
るいは仮設の道路をつける、そういう工法を
早期に検討すべきじゃないですか。

何か前の豪雨からのあれがこうあってあり
ますよと、今回こうあります。前の豪雨がす
ごかったからって、今回の豪雨を甘く見ちゃ
いかぬよ。災害は災害、その都度その都度、
地域にとっては大事な生活に関わることで
すから、それを復旧に向けて意気込みぐらい
示しなさいよ。なんかただやりますと、どう
なっているか、答えじゃないばい、そらあ。
地元もあわれすごろくばい、それは。どが
んするか。

○亀崎土木部長 今委員おっしゃったとお
り、今後の見通しが見えないというのは本当
に地元の住んでいらっしゃる、利用してい
らっしゃる皆さんにとっては御不安な状況だ
と思います。

我々も、今回集中的に、八代、球磨の山地
部に集中したことで、まずは孤立集落をなく
すということを前提に今一生懸命やってまい
りました。さらに、今大きく迂回しなければ
ならないという状態が発生しているところも

ございます。

その中で、やはり一番重要なのは、そこに
今後どぎゃんなつとかいということに対し
て、その見通しをちゃんと示すことが大事
だと思っております。

先生方には、今回の概要については、今回
つけておりませんでした。まず、全貌を追
ってまたまとめて御報告しますとともに、そ
ういった地区については、今後の見通し、ど
ういったところがどうなのか、そこは丁寧
にちゃんと情報を行き渡るようにしてまい
りたいと思います。

何はともあれ、全てそういう箇所につい
ては全力で私ども取り組んでまいりたいと
思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○坂田孝志委員 どうも今度の台風は、もう
これまでにない危険な台風だったと気象庁が
言った。まさにみんなそう思っと思った。鹿
児島に上陸して、ちょうど八代の上を通って
行った。有明海を抜けて、また福岡、ある
いは鳥栖辺りでまた再上陸したみたいだけ
れども。

真ん中だったからあんまり被害がなかつ
た、えらい騒動した割にはそがんなかつた
なと安堵している面もあるうかと思うが、
右側だよ。特に宮崎県やられたけれども、
五家荘は雨が相当降っているんですよ、
相当。いや本当に被害がひどいんですよ。
だから、それはやっぱり見過ごしちゃい
かぬよ、やっぱり。

ちゃんと今日なんか、報告で上げ、現場
のこういう状況、被害の状況はこうですと、
こうやって全庁挙げて取り組んでいると。
林道もそうだ。ここは林道はおらぬけど
な。そうなんですから、これに向けて、
最大限やっぱり努力していただきたいです
ね。

まず見通しを。それはすぐにでけぬたい、
そらあ何年かかかるもん。しかし、ある
程度その見通しをつけてやらんとどう
にもなりま

せんもんですから。

○緒方道路保全課長 今坂田委員がおっしゃいましたように、早急に状況を把握しながら、見通しを早く振興局と共につくって、そしてお示しできればと思っております。

以上でございます。

○坂田孝志委員 全庁挙げて取り組んでください。

○楠本千秋委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

○仲田河川課長 河川課でございます。

先ほど、今回台風14号による被災状況と御指摘がございましたので、今回、9月27日現在で集計しております公共土木施設の被害状況について御報告いたします。

今回……。

○坂田孝志委員 持ってくりゃいいでしょう。そがんとはすぐ忘れてしまいたい。紙ば出せ、紙ば、ペーパーば、みんなに。あるいはほかの議員もそうだよ。

よか、もう。はい、次。

○本田雄三委員 報告事項5で、今の台風14号の関連でございますけれども、球磨大橋、幸い今度は落橋せずに、人的被害はなかったということでありまして、建設、もう60年経過をしているというふうにお聞きをしております、球磨川及び県下の河川の中に同様の橋があるのかどうかというのはいかがでございますでしょうか。

○森道路整備課長 県内でも、60年を超えるような橋梁は数十橋ぐらいあると思いますが、今のところ、5年に1回の点検の中では健全性は保たれているものでございます。た

だその中でも、やっぱり80年、100年たちそんなものにつきましては、架け替えも含めて今計画を立てているところでございます。

この球磨大橋につきましては、3年ほど前に調査をしたときには、損傷箇所等は修繕をしておりましたので、健全性は大丈夫という判断をしておりましたが、今回につきましては、今原因は調べているところでございますが、橋脚の沈下等、その当時は予測できなかったことによって損傷が起きて、今回の交通止めになったものと考えておりますし、ほかの橋梁につきましても、しっかり点検をしながら、何かがありましたら、しっかりすぐ対応できるようにということにしていきたいと考えております。

○本田雄三委員 ありがとうございます。

今回の原因は、今調査中ということは理解しております。ただ、原因究明の中で、やはり沈下というのは非常に珍しい事象ではなからうかと思っておりますので、その原因がある程度はつきりしたならば、こういう豪雨災害のときには、早めの通行止め等の対策をしておかないと、落橋とか、もしあれば大変なことだろろうと思っておりますので、御検討よろしく願いをしたいと思います。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、委員からその他で何かありませんか。

○増永慎一郎委員 部長の総括説明のときに、今回の3連絡道路の話が出るかなと思っただけでも出ませんでしたので、その他の中でちょっとお伺いをしたいと思います。

協議会ができて、それに基づいて、今まであった都市圏交通のマスタープランを一

部修正するという話ですけれども、規模的にはどれくらいの修正になるのか、何のための変更なのかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○山内都市計画課長 都市計画課でございます。

今委員のほうから言われたのは、都市圏の交通マスタープランの件でございます。

実際、マスタープランを作成するに当たって、PT調査ということで、パーソントリップで人の調査を踏まえた上でマスタープランの検討をしていくという話であったんですが、今回、コロナ禍が拡大したというところで、そのPTの調査の時期を平成5年に見直したというところでございます。

ただ、見直しに併せて、できるだけ現況の予測であったり、将来のシミュレーションであったり、そういうところにつきましては前倒しで検討することで、マスタープランの策定時期はできるだけ厳守していきたいという考え方でございます。

もう1つ、今回の新広域に伴いまして、マスタープランの見直しという話になりますが、これにつきましても、今新広域のほうで県の高規格の道路として位置づけられておりますので、それらのことを踏まえながら、マスタープランの中身についても今後検討していきたいという考えでおります。

○増永慎一郎委員 いや、なら、その3連絡道路とか、そういった部分の今状況が変化していくのを盛り込んでじゃなくて、別の意味でマスタープランを変更するんですか。今聞いたら、パーソントリップ調査とかコロナのどうのこうの、何かマスタープランを変更するみたいな話なんですけれども、それ意味が違うんですかね、私ちょっと勘違いしてたんですかね。

○山内都市計画課長 マスタープランを今度見直し、もしくは修正について検討していくというところでございますが、今後ということで、来年度以降検討してまいりたいと思っております。

今実際、新広域道路を踏まえながらというところでは考えておりますが、実際、具体のマスタープランの方向性につきましても、今の有識者会議とか、そういった協議会を今検討しておりますので、その中で検討してまいりたいと考えております。

○増永慎一郎委員 そのマスタープランに基づいて多分アクションプランもできてたと思うんですけども、そのアクションプランも変更するんですか。

○山内都市計画課長 マスタープランに基づくアクションプラン……。

○増永慎一郎委員 こっちが聞きよっとだけん、こっち見てから話さないよ。

○山内都市計画課長 分かりました。失礼いたしました。

マスタープランに基づきまして、実行計画であるアクションプランというのがございます。これは、令和8年度に向けてということで今計画をしておりますが、それにつきましては、その成果指標を関係者と協議しながら、確認しながらやっていくということでございます。

アクションプランの主なものにつきましては、今年度もしくは令和8年度に全体的な指標を示し、それに基づいて検討していくこととなりますが、その中でも、アクションプランの見直しを図るところについては諮っていきたく思っております。

アクションプランで、もし成果が残るようなところにつきましては、それらも踏まえ

て、今度アクションプランでないところにつきましても、マスタープランのほうで取り込めるような形で検討していきたいと思っております。

○増永慎一郎委員 何か基本方針をつくるじゃないですか。基本方針をまだ実行してないうちにまた見直しというふうなイメージが強いんですよ、私たちから受ければ。それにはまた新しいインフラの整備とかの話がぼんぼん出てくるじゃないですか。

だから、要は、地元の人たち、本当に交通渋滞、そればかりの繰り返して、真に交通渋滞の解消に向けて取り組んでいるのかどうかというのが全然見えないんですよ。

そして、例えば3連絡道路を造ることによって、それまで計画していた道路の渋滞の解消とかに向けた取組は、なら、どうなるんだろうとか、そういうのが全然こっちに見えてこないんですよ。

一般の人たちもそうなんですけれども、例えば企業さんとかは、そういった県の道路の渋滞解消に向けたマスタープランとかアクションプランにに応じて、なら、どういうふうな会社の展望をしていこうとか、例えば、自治体も、こういうふうな形になるのであれば、これに向けて自治体も取り組んでいこうかという大事な指標なんです。それが、きちんと決めたのと、また今度ちょっと変更しますよというふうなことを聞こえれば、大丈夫とかいなというふうな気持ちになります。実際そういう話を聞きます。

だから、今度はあそこに新しか道ができると言うとったばってん、変えらすならもうでけぬとじゃなかねと。渋滞は、その3連絡道路ができるまでは渋滞解消せぬとて、何か違う施策をするんですかと。それは何に書いてあるんですかと、どうするんですかというのをこっちに聞くんですよ。私たちもいろんな話を聞いて、こういうふうなマスタープラン

ができて、アクションプランができましたと、地元の人たちは、これをやっぱり参考にしながらまちづくりをしてくださいとか、企業の今後の発展に向けた活動をしてくださいとかいう提示をするんですよ。ところが、また変わるって、したら、それはどがんとなつとつという話になるんですよ。

だから、やっぱりきちんと決めた方針があって、それを公表したなら、やっぱりこうやってここの部分を変更します、あとはそのままですよとかいうのをきちんと示さないと、もう全然分からぬわけですよ。

この前、高特の委員会のときにそういう話をしようかなと思ったんですけども、今日建設があるから今日言おうと思ったんですけども、部長の答弁が、3連絡道路はともかく、今計画していることに対しては、きちんとやっていきますという話を聞きました。

しかし、恐らくその3連絡道路あたりが、実現しようと思うと、それに向けてほかのやつも、きちんと変更するなり何なりしていかなければ、うまい具合にいかないと思うんですよ。

例えば、渋滞解消のために、3連絡道路を造って、都市圏の高規格道路を造りますよと言うたら、それまでの道路はどうするんだとか、今まで渋滞していたところは果たしてそれで渋滞解消ができるんだろうとか、だから、そっちのほうはまだきちんと残しながらこっちの渋滞解消は図っていきますよとか、そういうのがやっぱりある程度スパンを短く、皆さん方にきちんと言わないと、もうあと2年後にまた見直しをしますとかどうのこうので全然全体像が見えてこないんですよ。

ですから、そういうのに関してはもう今日は求めませんけれども、やっぱりちゃんと、変えるならどこを変えるのかというのをやっぱりきちんと出していただかないと、各市町村のまちづくりとか、さっき言った企業活動

に対して、やっぱり物すごく影響が出てくると思います。

ですから、その辺を気をつけて、広報で言うとかという話じゃないんでしょうけれども、やっぱり皆さん方に分かりやすく情報提供していかないと混乱してしまうと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

高速道路なんかでも、いつでくつとやと、本当にでくつとやという話しかしないじゃないですか、皆さん。これは変更があったとよとか言えば、俺たちは何も聞いとらぬて、ここに企業進出しようと思うとつたて、ところが変わるけんが、もうどがんこがんもしようがなかごつなるじゃないねと。そがん県は簡単に方針ば転換すつとという話が結構聞こえるんですよ。

ですから、その辺は、きちんと皆さん方も頭に入れて、土木部だけじゃないと思いますよ。企画のほうもそうだろうし、いろんなところにまたいでくるというふうに思いますんで、ぜひとも、もう今日は今言ったようなことで要望になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が5件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第4回建設常任委員会を閉会いたします。

午前11時24分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長